

令和4年10月支給分から児童手当の制度が一部変更されます

小城市ホームページから
児童手当 検索

問 社会福祉課 (西館1階) 【担当】原口・正嶋 ☎37・6107

扶養親族などの数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合など)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合など)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合など)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合など)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合など)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合など)	812	1,040	1,048	1,276

特例給付の支給に係る所得上限額が設けられます!
令和4年10月支給分から、児童を養育している人の所得が左記表の②以上の場合、児童手当などは支給されません。
※児童手当などが支給されなくなった後に所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

※児童を養育している人の所得が、左記表の①(所得制限限度額)未満の場合、児童手当を、所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合、法律の附則に基づき特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

- 現況届の提出が不要になります! (一部受給者を除く)**
令和4年度から現況届の提出が不要になります。ただし、左記に該当する人は提出が必要です。
- 提出が必要な人**
1. 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所が小城市と異なる人
 2. 支給要件児童の戸籍や住民票がない人
 3. 離婚協議中で配偶者と別居されている人
 4. 法人である未成年後見人、施設などの受給者
 5. その他、小城市から提出の案内があった人
- 次の変更事項があった人は市に届出が必要です**
1. 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
 2. 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)

3. 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
4. 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
5. 受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
6. 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
7. 国内で児童を養育している人として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき



令和4年度からの国民健康保険税率改正のお知らせ

小城市ホームページから

国民健康保険税 改正 検索

問 国保年金課 (西館1階) 【担当】川浪・中野 ☎37・6101

《税率が改正されます》

区分	算定区分	令和3年度まで	令和4年度から
医療分 (国保加入者全員に課税)	所得割	10.40%	9.80%
	均等割	29,000円	28,300円
	平等割	35,000円	34,000円
後期高齢者支援分 (国保加入者全員に課税)	所得割	2.80%	2.90%
	均等割	7,300円	7,500円
	平等割	8,400円	8,400円
介護分 (介護第2号被保険者) (40歳から64歳までの 国保加入者に課税)	所得割	2.30%	2.50%
	均等割	7,400円	9,100円
	平等割	4,200円	5,400円

国民健康保険制度は、都道府県が運営の主体となり、国保財政の安定化を指しています。

そのため、佐賀県では、市町ごとの標準保険税率などを算定・公表し、市町で

は、佐賀県が示す標準保険税率などを参考に、国保税率の見直しを行っています。

今回、小城市では、その算定結果を踏まえ令和4年度の保険税率などを左記のとおり決定しました。

国保被保険者の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

《課税限度額が改正されます》

区分	令和3年度	令和4年度
医療分	63万円	65万円
後期高齢者支援分	19万円	20万円
介護分	17万円	17万円
計	99万円	102万円

《軽減判定所得基準額は現行のまま》

区分	世帯の合計所得 (国保加入者と特定同一世帯所属者)
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	43万円 + 28.5万円 × (被保険者数(※1)) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	43万円 + 52万円 × (被保険者数(※1)) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(※1) 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した人を含む

マイナンバーカードの時間外手続きのお知らせ

小城市ホームページから

マイナンバーカード 検索

問 市民課 (西館1階) 【担当】嘉村・野中 ☎37・6100

平日の開庁時間内に来庁できない人のために、時間外窓口を開設します。

〈6月平日〉

開設日

毎週木曜日(祝日除く)

開設時間

17時15分～19時

※当日17時までに電話での

予約が必要です。

〈6月日曜日〉

開設日

6月12日(日)、26日(日)

開設時間

9時～13時

〈共通事項〉

開設場所

市民課(出張所を除く)

取扱業務

・マイナンバーカードの申請・交付

・電子証明書の更新

・暗証番号の変更(初期化)

・マイナポイントの申込

・保険証利用の申込

・公金受取口座の登録

※顔写真の無料撮影サービスを行っています。

令和4年度 後期高齢者医療保険料の納入通知書を発送します

問 国保年金課 (西館1階) 【担当】川浪・森永 ☎37・6101

納入通知書の発送は
6月中旬ごろ

保険料は、次のいずれかの方法で納付してください。

特別徴収

- ・対象者 年金の受給額が月額1万5千円以上で、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合計して対象年金受給額の2分の1を超えない人

- ・納め方 偶数月ごとに支給される年金から支払い(手続き不要)

普通徴収

- ・対象者 特別徴収の対象とならない人
- ・納め方 被保険者本人、世帯主、配偶者などの口座からの「口座振替」または同封の納付書での支払い

※口座振替は別途申し込みが必要です。

※世帯主や配偶者などの口座から振替をされた場合は、その人の社会保険料控除の適用になります。

保険料額など内容を確認し、納め忘れのないようお願いします。

☆納付は、便利で確実な

口座振替をおすすめします

振替開始まで、申し込みから1カ月ほどかかりま
す。早めに金融機関で申
込みをお願いします。

口座振替できる金融機関

市内に支店がある次の金融機関

佐賀銀行／佐賀県農業協同組合／佐賀共栄銀行／九州労働金庫／佐賀東信用組合／九州信用漁業協同組合連合会／ゆうちょ銀行
※市内の支店・支所などに
口座振替依頼書を備えて
けています。

金融機関へ持っていくもの

- ・口座の預(貯)金通帳
- ・通帳の届け印
- ・納入通知書など振替内容が確認できるもの

みんなで守ろう！かけがえのない地球

～6月は環境月間です！～

小城市ホームページから

第2次小城市環境基本計画

検索

問 環境課 (西館1階) 【担当】池田・藤木 ☎37・6102

小城市では、環境の保全と創造に関する取り組みを計画的に推進していくため、環境基本計画を策定し、持続可能な社会の実現を目指しています。この環境基本計画の基本的施策の1つには、「地球温暖化防止の推進」を位置づけ、次のとおり3つの取り組みの方向性を示しています。

かけがえのない地球を守り、地球温暖化防止を推進していくためには、一人一人が意識を持ち、環境に配慮した生活を送る必要があります。

6月の環境月間に合わせて、3つの取り組みの方向性を推進していくため、家庭でも取り組める地球温暖化の防止につながる取り組みを紹介いたします。

① 環境保全行動の推進

- ・部屋の照明はこまめに消しましょう。
- ・電気ポットを使わないときはプラグを抜きましょう。

・冷蔵庫に物を詰め過ぎないようにしましょう。

② 交通手段の選択

・できる限り公共交通機関を利用しましょう。

・マイカーのアイドリングストップを心掛けましょう。

③ 再生可能エネルギーの推進

・太陽光などの再生可能エネルギーに対する理解を深め、利用に努めましょう。

環境の日と環境月間

6月5日は環境の日です。これは、昭和47年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。

国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めていて、日本では「環境基本法」で6月5日を環境の日とし、6月の1カ月間を環境月間と定めています。

6月23日(木)から29日(水)までは 「男女共同参画週間」です



男女共同参画週間とは

毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

令和4年度 キャッチフレーズ

- *「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ
- *じぶんを生きよう 自分の人生、自分らしく。
- *あなたの色と、私の色。混ぜり合ったら新しい色。

第3次小城市男女共同参画プランを 策定しました

令和4年度～令和8年度を計画期間とする第3次小城市男女共同参画プラン(さくらプラン)を策定しました。プランでは、「男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして」、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を自覚し、家庭・地域・学校・職場など、あらゆる場面でコミュニケーションを図りながら、互いが協働して男女共同参画社会の実現に取り組むこととしています。



男女共同参画で地域づくり

政府は、第5次男女共同参画基本計画において自治会長に占める女性の割合を令和7年までに10%とすることを目標として、地域活動における男女共同参画の推進、自治会など地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進することとしています。

年齢、性別、職業、障がいの有無など多様な人々が生活されている地域社会の中で、地域課題を解決するためには男女がともに持てる力を発揮し、より住みやすい地域づくり、まちづくりに取り組むことが必要です。



女性人材バンク登録者を募集しています

女性人材バンクとは、専門知識をもつ人や各分野で活躍される女性を登録するものです。市の各種審議会委員選考の際に、その候補者として人材バンクから各課へ紹介をしています。

登録者の声【えんじょう じまりこ 園城寺真理子さん】

審議会では私たちの生活に関わる大切なことを話し合います。消防団や市民活動での自身の経験を踏まえた意見や思いを、審議会の中で伝えていくことで、今より暮らしやすい小城市になるといいなと思います。

また、さまざまな人の意見を聞く機会にもなり、良い経験になりますよ。



誰もが生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現するためには、市民の皆さんの第一歩が必要です！登録については、下記担当までご連絡ください。

問 申 企画政策課(西館2階)【担当】挽地・古賀 ☎37・6115

ホンデリング(犯罪被害者支援事業)にご協力ください

小城市ホームページから
ホンデリング 検索

ボイス
 (問)・NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS ☎33・2130
 ・社会福祉課(西館1階)【担当】西岡・永田 ☎37・6107

NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS(ボイス)では、「ホンデリング」事業を行っています。

この事業は、ご家庭などで不用になった本やCD(アルバム)、DVD、ゲームを寄贈していただき、その売却代金を寄付として、佐賀VOISSが行う犯罪被害者支援活動に役立てるものです。

皆さまの寄付で、犯罪被害に遭われた方々への支援の輪が広がります。ご協力をお願いします。

受付場所

小城市役所の西館玄関付近に回収箱を設置しています。



寄贈できるもの

◆本の場合

ISBNコードが付いているものが対象



◆CD・DVD・ゲームの場合

規格品番が付いているものが対象



寄贈できないもの

- 汚損や破損などが酷いもの
- 雑誌やコンビニコミック、百科事典など
- CD(シングル)やアイドルの投票券など特典付きCD

教育委員が任命されました

(問) 教育総務課(東館2階)
【担当】高塚・土井 ☎37・6130



白木原佳子さん(再任)

教育委員の任期満了に伴い、白木原佳子(しらかばよしこ)さんが令和4年3月議会の同意を得て、5月16日付で教育委員に任命されました。

任期

令和4年5月16日
令和8年5月15日

教育委員の任期は4年間で、教育行政に関する重要事項や教育の基本方針について、教育長とともに合議制で決定を行います。

犯罪被害者等支援について

小城市ホームページから
犯罪被害者等支援 検索

(問) 社会福祉課(西館1階)
【担当】西岡・永田 ☎37・6107

犯罪被害者やその家族の多くは、生命、身体、財産といった直接的な被害だけでなく、被害後に生じる二次的被害といわれる精神的なショックや周囲の人々の配慮に欠けた対応によるストレスなど、さまざまな問題に苦しめられています。

市では「小城市犯罪被害者等支援条例」に基づき、相談窓口を社会福祉課地域福祉係に設置し、

関係機関と連携を図りながら、犯罪被害者などに対して状況に応じた支援を行っています。まずは、ひとりで悩まずにご相談ください。※犯罪被害者等見舞金支給申請書は市ホームページからもダウンロードできます。



パーキングパーミット制度～本当に必要な人のために～

【問】④ 社会福祉課 (西館1階) 【担当】永田・西岡 ☎37・6107

「佐賀県パーキングパーミット制度」は、身体に障がいのある人、高齢者、妊産婦、けがをして一時的に歩行が困難な人など、**身障者用駐車場を本当に必要とする人のための制度**です。利用できる人には申請をしていただくことで、県内に共通するパーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)を発行しています。

利用できる人

- ① 身体に障がいのある人で歩行が困難な人
- ② 一時的に歩行が困難な人(けがや病気の人が、妊産婦で妊娠7カ月～産後3カ月の人)
- ③ 高齢者で歩行が困難な人
- ④ 難病などにより、歩行が困難な人(難病患者、療育手帳の障がいの程度「A」の人)

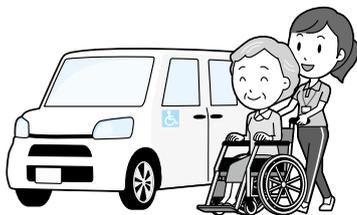
※申請に必要な書類や有効期限は担当課にお問い合わせください。

※公共施設のほか、県と提携しているショッピングセンターや店舗、ホテルなどの商業施設の身障者用駐車場で利用できます。



▲この看板が目印!

※パーキングパーミットを持っていない人が駐車しているという多くの声を耳にします。本当に必要な人が利用できるよう、ご協力をお願いします。



大雨時の下水排水量削減のお願い

☑ 小城市ホームページから
下水道 排水量削減 検索

【問】下水道課 (東館2階) 【担当】西村・久保 ☎37・6122

近年、全国において局地的な集中豪雨により、河川・水路の増水や氾濫、道路の冠水などが起こっています。その際、地域によっては、トイレなどの排水が一時的に流れにくくなる場合があります。その原因は、多量の雨水が流れ込み、下水道本管が満水となることにより、通常の汚水の流れを阻害して、ご家庭の排水が流れにくくなっている



ためと考えられます。このような状況は時間の経過とともに回復しますので、基本的には、宅内の排水設備内の水が引くまで、お風呂、洗濯機や台所などの排水をできるだけ控え、しばらくお待ちいただけますようお願いいたします。

イベント開催団体を募集します

【問】④ 文化課 (桜城館2階) 【担当】下川・麻生 ☎73・8809

高度芸術鑑賞への参加を通じて感性を磨き、多くの人に日頃味わえない感動や刺激を体験してもらいませんか。

実施をしていただける団体を募集します。(過去の実績…コンサートなど。プロに準じた団体・個人が対象)

開催委託料

7万6千円以内

募集期間

7月未まで

実施時期

8月～
令和5年2月末日

※応募には、開催内容が明記されている書類を提示してください。※応募内容の中から、担当課で検討させていただきますのでご了承ください。 ※新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で開催となります。

令和4年度 予算総額 216億8,750万円

令和4年度 小城市

予算

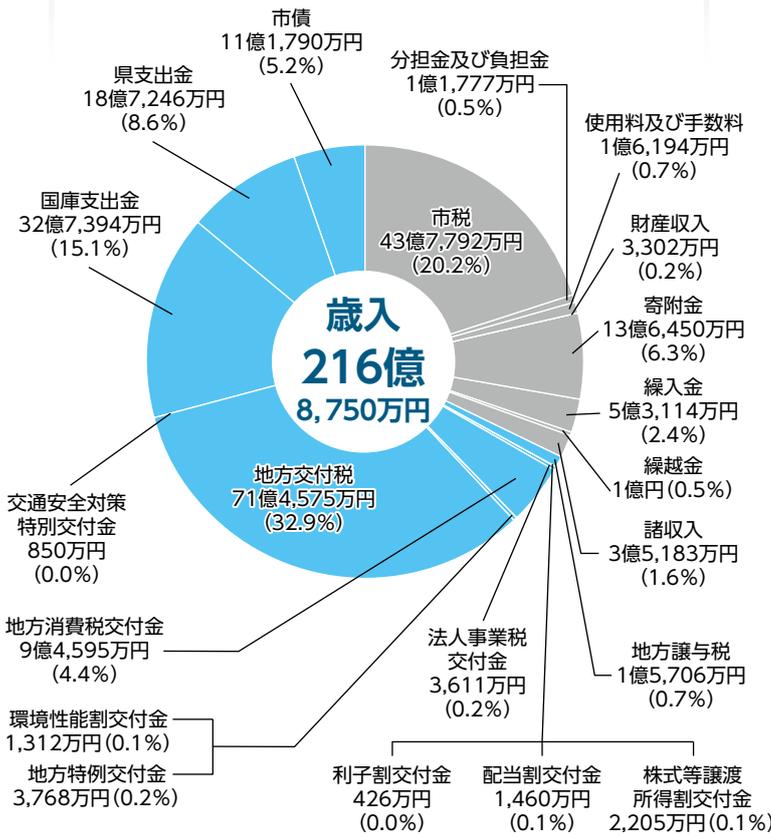
令和4年度予算は、対前年度比でプラス5.0%、10億2,304万7千円の増となっています。

主な事業としては、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」「牛津川遊水地事業」「牛津駅前広場整備事業」「移住・定住対策事業」「保育所等整備補助事業」「園芸振興対策事業」「消防施設・設備整備事業」「体育施設管理事業」などです。

歳入

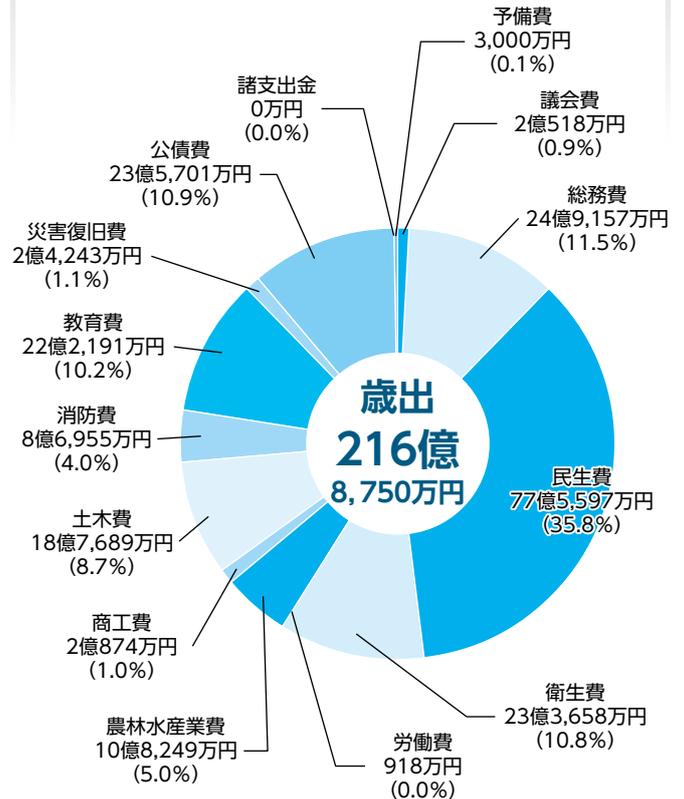
市民のニーズに応じた自主性のある行政サービスを安定して提供できる財政基盤を築くためには、一般的に「**自主財源**」の割合が高いほど望ましいと考えられています。

市の収入総額216億8,750万円の内、「**自主財源**」が占める割合は70億3,813万円で32.4%、「**依存財源**」が146億4,937万円で67.6%となっており、国や県からもらえるお金や借金に頼った収入構造といえます。



歳出

民生費（市民の生活と安定した社会生活を保障するための経費）、教育費（小・中学校、公民館事業などに関する経費）など、その目的によって分類した予算となっています。



- 自主財源…市が自ら徴収することができるお金のこと。市税や施設の使用料、各種手続きの手数料など。
- 依存財源…国や県から交付されるお金や市の借金のこと。地方交付税や補助金、市債など。



※グラフの（ ）内は構成比。構成比は、端数処理の関係上、一致しない場合があります。

今年度の主な事業

小城市総合計画に沿って令和4年度の主な事業を紹介します(政策別)

政策 1

住みたい!と思う 笑顔が集まるキレイなまち

計画的な土地利用の推進と効率的な都市づくり

牛津駅前広場整備事業 8,605万6千円

賑わいの創出と交通利用者の利便性を高めるため、牛津駅前広場を再整備します。

移住・定住対策事業 2,192万7千円

芦刈地区の過疎対策として、定住人口の確保と地域の活性化を図るため、芦刈町内に新たに1戸建て住宅を取得して転入・転居する場合に奨励金を交付します。また、空き家バンクに登録された住宅の改修費用などに補助金を交付します。

政策 2

安全に みんなが行き交うまち

道路の保全と交通網の充実

橋りょう補修事業 1億170万円

交通の円滑化を図るため、老朽化した市内の橋りょうの補修工事および架け替え工事を行います。

社会資本整備総合交付金事業 (新設改良) 1,516万5千円

歩行者などの安全性と利便性を確保するため、用地買収、歩道設置工事などを行います。

政策 3

歴史、文化と歩いていく 自然豊かなまち

歴史・文化の継承と文化財の保存

県指定重要文化財保存整備事業 20万円

市内に所在する県指定重要文化財を維持管理し、文化財を後世へ引き継ぎます。本年度は、昨年度調査した県指定重要文化財である星巖寺楼門の鯨瓦設置工事に対し補助します。

星巖寺楼門▶



政策 4

みんなが健やかで 生きがいを感じるまち

生涯学習・生涯スポーツの充実

体育施設管理事業 2億9,623万3千円

市民が生涯にわたってスポーツを楽しめる環境の充実を図るため、芦刈文化体育館の大規模改修工事などを行います。



健康づくりと保健・医療の充実

新型コロナウイルスワクチン接種事業 1億466万7千円

新型コロナウイルス感染症感染拡大を抑制するとともに、重症化を防ぎ、市民の健康を守るため、ワクチンの予防接種を実施します。

新公立病院建設事業 2,327万2千円

小城市民病院と多久市立病院を統合し、誰もが安心して生命と健康を託せる温かい新病院を整備するため、造成工事および実施設計費用を負担します。

政策
5

みんなでささえあう やさしいまち

地域福祉の充実

生活困窮者対策事業

2,192万4千円

生活保護に至る前の自立支援策として、生活困窮者に対し、自立相談、家計改善および就労準備などの支援並びに住居確保給付金を支給します。



政策
6

子どもが自分らしく 笑顔で育っていけるまち

子育て支援の充実

保育所等整備補助事業

2億3,005万3千円

市内私立保育所等の改修、改造、防犯対策強化などの施設整備や、市内の保育ニーズへの対応と安全かつ安心な保育環境を確保するため、より良い保育環境整備に対し補助します。

子ども家庭総合支援拠点事業

520万5千円

すべての子どもとその家庭および妊産婦などの福祉に関し、必要な支援を行うことにより、子育て支援の強化を図るため、小城市子ども家庭総合支援拠点を設置します。

政策
7

地域の資源を活かし 企業も市民も元気なまち

農業の振興と森林の保全

園芸振興対策事業

4,888万8千円

農業所得向上に向けた収量・品質の向上や経営規模の拡大、経営コストの削減など、農業所得の確保・向上ができる園芸農業の確立に必要な施設・機械などの費用に対して補助します。



政策
9

市民みんなが観光ガイド！ ひとがひとを呼ぶまち

観光の振興

地方創生推進交付金(観光振興)事業

819万円

観光人口、交流人口の増大を図るため、リビングラボの手法を用いたサイクルツーリズムの試行・検証を行います。また観光に訪れた人に対し、適切に情報発信ができるよう、移動式の情報発信拠点を設置します。



政策
10

ひとりひとりの力を合わせて防犯・防災 安心して暮らせるまち

防災・減災体制の充実

牛津川遊水地事業

8,806万8千円

国が実施する牛津川遊水地整備にあたり、家屋移転が必要となることから、集団移転の代替地の整備を行うための、基本計画づくりなどを行います。

消防施設・設備整備事業

7,456万2千円

災害から市民の生命、身体、財産を守るため、消防施設や設備の整備などを行います。また芦刈町に拠点となる格納庫の整備を行います。

6月1日は人権擁護委員の日

☑小城市ホームページから
人権擁護委員の日 検索

☎ 人権・同和対策室 (西館1階) 【担当】 本村・糸山 ☎37・6136

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念し、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」として、特設人権相談所を開設します。

女性・子ども・高齢者などをめぐる人権の問題や近隣トラブルなど、身近なことで困っていることはありませんか。

あなたのまちの人権擁護委員が、皆さんとともに問題解決のための方法を考えます。

日時 6月7日(火)
13時30分～15時30分

場所 あしぱる

相談担当者
人権擁護委員

相談料 無料

入札結果を公表します

☎ 財政課 (西館2階) 【担当】 古賀・辻田 ☎37・6117

(4月入札分で予定価格が1,000万円を超えるもの)

(単位: 円、%)

工事名等	指名業者等	落札業者	落札決定額 (うち消費税相当額)	予定価格 (うち消費税相当額)	落札率	入札執行課
令和4年度道路維持補修事業 小城市内道路維持補修業務	(株)城南建設、岡本建設(株)、 (株)中島工務店、(株)政工務店	(株)中島工務店	34,617,000 (3,147,000)	34,969,000 (3,179,000)	98.99	財政課 ☎37・6117

※入札結果は、市ホームページでも公表しています。 ☑小城市ホームページから 入札結果 検索



ゆめぷらっと インフォメーション

まちの元気塾「手づくりパン教室」

日時 6月11日(土) 13時～16時
場所 1階 クッキングスタジオ
講師 オープンオープンkei手作りパン洋菓子教室
JHBS師範 なかしまけいこ 中島圭子さん
定員 8人(18歳以上対象) **参加費** 1,000円
募集期限 5月31日(火)
持参品 エプロン、三角巾、マスク、筆記用具
※新型コロナウイルス感染症対策のため密回避にご協力ください。子ども同伴での参加はご遠慮ください。
問 ゆめぷらっと小城 ☎37・6601

まちの元気塾「小城暮らしの保健室」

日時 6月14日(火) 10時～15時
6月25日(土) 13時～15時
場所 1階 研修室 **定員** 各20人
参加費 無料
問 ひらまつクリニック内地域包括ケア推進室 ☎72・8650

6月14日(火)
10時～11時
ミニ講座
開催

統計データフェア・統計グラフワークショップ

【統計データフェア】
統計の大切さ、面白さなどを身近に感じていただくため、令和3年度統計グラフ佐賀県コンクール特選・入選作品のうち上位入賞作品や統計パネルなどの展示を行います。
日時 6月17日(金) 10時～24日(金) 16時
場所 1階 ギャラリー

【統計グラフワークショップ】
統計グラフの基礎を学び、親子で力を合わせて統計グラフを作成します。
日時 6月25日(土) 10時～12時
場所 2階 天山ホール
講師 のなかあきひろ 野中亮彦先生(北川副小学校指導教諭) **参加費** 無料
対象者 小学3～4年生(親子30組) ※児童だけの参加も可
問・申 佐賀県 統計分析課 ☎25・7036

利用スペース案内 音楽スタジオ

完全防音ですので、楽器や歌の練習に集中できます。なお、冷暖房使用料が無料です。少人数で楽器や歌の練習に最適な音楽スタジオをぜひご利用ください。

ご利用料金

〈小城市内の個人〉
1時間 550円(税込)
〈小城市内の団体〉
1時間 880円(税込)

※小城市外の団体・個人のご利用は、上記の2倍の料金になります。

小城市まちなか市民交流プラザ
ゆめぷらっと小城 小城市253番地21 ☎37・6601 開館時間/ 8時30分～22時

ゆめぷらっと小城 検索